

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

| | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|-----------|-------|------------|----------|----------|----------|
| 項目名 | 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長 | | | | | | | | |
| 税目 | 贈与税 | | | | | | | | |
| 要望の内容 | <p>将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するため、結婚・妊娠・出産・育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、拡充及び延長すること。</p> <p>【要望の内容】 ○対象費目等を拡充すること。 ○令和7年3月31日までとなっている適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="901 851 1489 1008"> <tr> <td data-bbox="901 851 1228 907">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 851 1489 907">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 907 1228 963">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 907 1489 963">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 963 1228 1008">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 963 1489 1008">（ — 百万円）</td> </tr> </table> | | | 平年度の減収見込額 | — 百万円 | （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | （改正増減収額） | （ — 百万円） |
| 平年度の減収見込額 | — 百万円 | | | | | | | | |
| （制度自体の減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | | |
| （改正増減収額） | （ — 百万円） | | | | | | | | |

(1) 政策目的

高齢者層が有する家計金融資産を早期に若者世代に移転することにより経済活性化を図るとともに、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を後押しすること。

(2) 施策の必要性

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、若い世代において、未婚化・晩婚化が進行していることが、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。各種調査結果によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くための措置が必要である。

また、わが国では金融資産の約6割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待できる。

<参考>

「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)

<こども施策に関する基本的な方針>

・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

<こども施策に関する重要事項>

・結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)

<基本理念>

・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。

「こどもまんなか実行計画」(令和6年5月決定)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

| | | | |
|-----------------------------|------------|---|---|
| | | <p>(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)</p> <p>・高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し結婚、妊娠・出産、育児等に要する費用について一括贈与した場合に 1,000 万円までを非課税とする措置を講じる。【こども家庭庁】</p> | |
| <p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p> | <p>合理性</p> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> |
| | | <p>政策の達成目標</p> | <p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p> |
| | | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>—</p> |
| | | <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>(「政策の達成目標」と同じ)</p> |
| | | <p>政策目標の達成状況</p> | <p>結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化対策として、こども未来戦略加速化プランをはじめとした様々な取組を行っているものの、2023 年の合計特殊出生率は 1.20 (概数) と過去最低となり、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。</p> <p>○2021 年 国立社会保障・人口問題研究所 「第 16 回出生動向基本調査」</p> <p>・結婚意思のある未婚者 (25～34 歳) が独身でいる理由</p> <p>「適当な相手にめぐり会わない」 男性：43.3%、女性：48.1%</p> <p>「必要性をまだ感じない」 男性：25.8%、女性：29.3%</p> <p>「結婚資金が足りない」 男性：23.1%、女性：13.4%</p> |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。(男性 47.5%、女性 43%) ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(52.6%) <p>○平成 31 年 3 月(平成 30 年度)内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、経済的に余裕ができること」が 42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が 54.3%と最も高い。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p>令和 2 年度国勢調査結果によると、40 歳～89 歳の既婚者(有配偶)のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約 1,895 万人。</p> <p>また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」(一般社団法人 信託協会 2024 年 7 月)によると、子どものいる 40～89 歳の男女のうち、本制度の利用可能者(※)は 86.1%、このうち 28.7%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。</p> <p>以上より、本制度の利用可能性があるのは約 468 万人と推計される。</p> <p>(※)本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した 96.5%のうち、「そもそも利用できない(対象となるお子さまやお孫さまがいない等)」を選択した回答者を除外した割合</p> |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるとともに、若年層による消費が促されることにより、内需の拡大による経済活性化にも有効である。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |

| | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------|--|
| | | <p>要望の措置の妥当性</p> | <p>本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> | | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>【平成27年（12月時点）】 ○受益者 3,434人 ○契約数 3,487件 ○受託残高 7,593,025千円</p> <p>【平成28年（12月時点）】 ○受益者 5,361人（前年より1,927人増） ○契約数 5,448件（前年より1,961件増） ○受託残高 9,752,789千円（前年より2,159,764千円増）</p> <p>【平成29年（12月時点）】 ○受益者 5,944人（前年より583人増） ○契約数 6,038件（前年より590件増） ○受託残高 10,436,509千円（前年より683,720千円増）</p> <p>【平成30年（12月時点）】 ○受益者 6,410人（前年より466人増） ○契約数 6,511件（前年より473件増） ○受託残高 10,545,327千円（前年より108,818千円増）</p> <p>【令和元年（12月時点）】 ○受益者 6,790人（前年より380人増） ○契約数 6,893件（前年より382件増） ○受託残高 10,742,039千円（前年より196,712千円増）</p> <p>【令和2年（12月時点）】 ○受益者 6,991人（前年より201人増） ○契約数 7,098件（前年より205件増） ○受託残高 10,273,246千円（前年より468,793千円減）</p> <p>【令和3年（12月時点）】 ○受益者 7,213人（前年より222人増） ○契約数 7,323件（前年より225件増） ○受託残高 9,985,080千円（前年より288,166千円減）</p> <p>【令和4年（12月時点）】 ○受益者 7,409人（前年より196人増） ○契約数 7,519件（前年より196件増） ○受託残高 9,433,643千円（前年より551,437千円減）</p> <p>【令和5年（12月時点）】 ○受益者 7,624人（前年より215人増） ○契約数 7,736件（前年より217件増） ○受託残高 8,903,429千円（前年より530,214千円減）</p> <p>※上記は信託銀行実績分のみ</p> |
| | | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> | <p>—</p> |

| | | |
|------------------|--|---|
| | <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>本措置により、若年層に移転した高齢世代の保有する資産は、結婚・子育て費用に充てられることから、少子化対策として有効である。また、これらの資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。 また、本措置により、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることから、経済の活性化が促されていると考えられる。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 27 年度：新設 平成 28 年度：費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度：対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和 3 年度：子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ（民法改正による）及び措置の延長を要望 令和 5 年度：措置の延長を要望</p> | |